

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚を契機に国民年金に再加入し、平成元年頃までは、同居していた義父が家族全員分の国民年金保険料及び国民健康保険料を納税組合を通じて納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間②前後の申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日は一致しており、申立期間②以降の申立人の国民年金被保険者期間に未納期間はない。

また、申立人の夫、義父及び義母の国民年金被保険者期間に未納は無く、家族の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）の記録から、昭和 53 年 6 月 19 日に申立期間②の過年度保険料に係る納付書が発行されたことが推認できるところ、当該納付書の発行を受けた申立人の義父が当該期間を未納としたまま、当該期間以降の国民年金保険料を納付することは考え難い上、当該期間は3か月と短期間である。

一方、申立期間①について、上記国民年金被保険者名簿の記録から、第3回特例納付実施期間中の昭和 54 年 8 月 6 日に特例納付に係る納付書が発行されたことは推認できる。

しかし、申立人及びその夫は、申立人の義父から特例納付したことを聞いた記憶は無いとしている上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡していることから、申立期間①に係る保険料の納付状況等を聴取することができず、特例納付に係る納付書が発行されていたとしても、申立期間①の国民年金保険料が納付されたとは認め難い。

また、申立期間①の国民年金保険料が特例納付された場合、国民年金被保険者台帳に特例納付した内容が記録されることとなっているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳にその記録は見当たらない。

さらに、申立人の義父が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで

私の国民年金納付記録について、1、2か月の未納というのであれば分かるが、2年以上の未納というのはあり得ない。納付を証明する領収書等は既に無いが、調査をして納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「1、2か月の未納というのであれば分かるが、2年以上の未納というのはあり得ない。」としているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納の記録となっていることが確認できる上、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその母親についても、申立期間及びその直前の3か月については未納の記録になっていることが確認でき、当該記録は国民年金被保険者台帳及びオンライン記録とも一致している。

また、申立人は、A市B区以外に住民票を異動した記録が無いことなどから、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年7月まで

私は、昭和46年5月に結婚して間もなく、A市（現在は、B市）で国民年金に任意加入する手続きをし、国民年金保険料は自宅での集金や夫の預金口座からの振替で納付していた。

申立期間が未加入期間とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市で国民年金に任意加入したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月29日にC町で初めて払い出されていることが確認でき、申立人がA市で国民年金の加入手続きを行った記録は確認できない。

また、C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年10月20日に国民年金に任意加入しており、申立期間は未加入期間とされていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、同名簿の記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、自宅での集金や夫の預金口座からの振替で国民年金保険料を納付していたとしているところ、B市では、申立期間当時、A市で職員等や納付組織による戸別集金が行われていたかについては、当時の資料が残っておらず不明であるとしている上、申立人の夫名義の預金口座があったとする複数の金融機関に照会したものの、いずれの金融機関も、申立期間当時の取引記録は保存期間を過ぎているため確認できないとして

おり、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から35年11月28日まで

私は、株式会社Aに昭和35年11月27日まで勤務していたが厚生年金保険の加入期間は31年4月1日までとなっている。

その後、B業種の会社に勤務しており、無職の期間があればB業種の会社に採用されないのので、申立期間に株式会社Aで勤務していたのは間違いない。

申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける業務内容及び同僚についての詳細な記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当該名簿によると、株式会社Aで申立期間当時厚生年金保険の被保険者であった申立人以外の6人のうち、事業主及び会計を担当していたとされる元同僚を除いた4人が申立人と同様に昭和31年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった32年10月1日に、事業主及び会計を担当していたとされる元同僚も厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、株式会社Aは昭和41年3月31日に解散しており、当時の事業

主も既に亡くなっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる元同僚で所在を確認できる者がいないことから、申立人の勤務状況等を確認することができない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、遡及して記録を訂正するなどの不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 16 日から 57 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 11 月に A 株式会社に転職し、給与は以前に勤務していた会社のほぼ倍額となった。

しかし、申立期間の標準報酬月額が、以前に勤務していた会社の標準報酬月額と同額となっているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、支給された給与額は、以前に勤務していた会社のほぼ倍額であったと主張しているところ、A 株式会社及び B 健康保険組合は、申立人の賃金台帳や報酬月額等に係る資料は、保存期間が経過したため保管していないとしていることから、申立期間に係る申立人の給与総額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、A 株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同じ同僚 9 人に照会したが、回答のあった 4 人は、いずれも申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

さらに、申立人と同時期（昭和 56 年 10 月から 57 年 1 月までの期間）に当該事業所において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した者 50 人の資格取得時における標準報酬月額をみると、直前の事業所における標準報酬月額より低い額の者が 38 人、同じ額の者が 10 人、高い額の者が 2 人となっており、申立人の被保険者資格取得時の報酬月額のみが同僚

の取扱いと相違するとは認められない。

加えて、前述の照会で回答のあった1人は「基本給は他社と比較して低かったが、時間外手当等により高額の給与が支給されていた。」と述べていることから、被保険者資格取得時の報酬月額、非固定的給与である時間外手当等を含まない額で届出を行ったものと考えられる。

その上、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、また、遡って訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。